

令和5年1月6日

鹿児島市タクシー準特定地域協議会
鹿児島空港交通圏タクシー準特定地域協議会
川薩交通圏タクシー準特定地域協議会
鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会 各協議会構成員 様

鹿児島市タクシー準特定地域協議会
鹿児島空港交通圏タクシー準特定地域協議会
川薩交通圏タクシー準特定地域協議会
鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会
事務局（公印省略）

令和4年度第2回「鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・ 鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会」合同協議会の開催について

謹啓 貴殿ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏におきましては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）に基づき準特定地域に指定されたことに伴い、タクシー事業の適正化・活性化の取組について協議を行うため、タクシー準特定地域協議会を設置しているところです。

今回は、鹿児島市の特定地域指定の問題、川薩交通圏・鹿屋交通圏の特定地域計画書の問題並びに鹿児島空港交通圏を含めた4地区すべての協議会での適正化・活性化の取り組み状況について審議するため、下記日程で4地区合同での準特定地域協議会を開催する運びとなりました。

構成員の皆様におかれまして、特段のご配慮を賜りご出席をお願い申し上げます。

また、ご出欠については、別紙により令和5年1月31日(火)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。 ※当日は、交通費を支給しますので、印鑑をご持参ください。

記

1. 開催日時 **令和5年2月21日（火） 13:30～15:30**
2. 開催場所 **「アートホテル鹿児島」2F 桜島** 鹿児島市鴨池新町22番1号
※ホテルの駐車場が満車の場合は、ホテル斜め向かいの鴨池ニュータウン駐車場をご利用下さり駐車券をお持ち下さい。
3. 議 題
 - ①鹿児島市の特定地域指定について
 - ②川薩交通圏・鹿屋交通圏における特定地域計画書について
 - ③4地区協議会の活性化事業に係るフォローアップ調査項目の目標値の設定について
 - ④その他

※議題の順番については、進行の関係で変更の場合があります。

鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏タクシー準特定地域協議会

【事務局】一般社団法人 鹿児島県タクシー協会（担当：山口）

〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 TEL：099-222-3255 FAX：099-222-3653

FAX送信票

ご出欠・委任については、1月31日(火)までにFAXにてご送付ください
ますようお願いいたします。

【送信先】○鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏タクシー
準特定地域協議会事務局

(一般社団法人鹿児島県タクシー協会内) 担当：山口 行き

TEL：099-222-3255

FAX：099-222-3653

《出欠回答票》

令和4年度第2回 鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏タクシー
準特定地域協議会

*いずれかに○印をご記入ください。

(本人 ・ 代理出席 ・ 欠席)

(ご本人)

機関・団体名	
住 所	
役職・氏 名	

(代理出席予定者)

機関・団体名	
役職・氏 名	

(随行者)

所属 (役職)	
氏 名	

(記入者名)

所属(部・課等)	
氏 名	

*欠席の場合は、下記の委任状をご提出下さい。

《委任状》

私は、令和4年度第2回鹿児島市・鹿児島空港交通圏・川薩交通圏・鹿屋交通圏タクシー
一特定地域協議会合における一切の権限を会長(座長)に委任します。

機関・団体名等

職 ・ 氏 名

⑩